

きそほうじん

発行所：(一社) 木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和2年11月発行

No. **94**
2020 / NOV.

目次 ② 着任のごあいさつ

③ 法人会自主点検チェックシート

④ 青年部・女性部

⑤～⑥ 木曽税務署からのお知らせ

⑦ 会員企業のご紹介

⑧～⑨ 税金Q & A コーナー

⑩ 事務局日誌・大桑村支部ボランティア事業・
支部対抗親睦ゴルフ大会



—— よしなかやかた 義仲館 —— (木曽義仲の資料館)

2歳の頃に逃れてきた駒王丸(木曽義仲)は、中原兼遠の養育を受け、後に元服し木曽次郎源義仲を名乗る。やがて、木曽の地で旗揚げを行い、その後、討伐を果たし、征夷大將軍に任ぜられた。しかし、戦場で31歳という若さで討死、果敢にも儚い生涯を絵画や人形でわかりやすく展示してあります。

中庭には、義仲と義仲の生涯のパートナーである巴御前の像があります。



着任のごあいさつ

木曽税務署長 河原 知之



本年7月の人事異動で、木曽税務署長を拝命しました河原と申します。

前任の三井同様よろしくお願いいたします。

一般社団法人木曽法人会の皆様方には、税務行政に対しまして、日ごろから深いご理解と多大なご尽力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、よき経営者を目指す健全な納税者の団体として、正しい税知識の普及、納税意識の向上に努められ、各種研修会の開催や税務コンプライアンスの向上に向けた「自主点検チェックシート」の活用推進などの活動を活発に展開され、会員企業や地域社会の発展にも多大な貢献をされていると伺っております。

また、青年部におかれましては、郡内の小学5年生全員に対する「租税教室用下敷の贈呈」、小学6年生を対象とした租税教室の開催を、女性部におかれましては、郡内の小学6年生全員を対象とした「税の絵はがきコンクール」を開催していただいているなど、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただいております。

これはひとえに大沢会長をはじめ、役員の皆様方と会員の皆様方の一人ひとりが熱意を持って会活動に取り組まれた賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症の終息に見通しが立たない中、新しい生活様式や働き方の新しいスタイルが求められております。これまでどおりとはいかない点多々ありますが、ピンチをチャンスに変える力を持ち、行動していく必要があると思っております。

国税当局といたしましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響

により厳しい状況に置かれている方々に対して、納税の猶予の特例制度などの救済措置を多くの方がご利用いただけるよう積極的な周知に努めるとともに、感染防止対策を踏まえ、納税者の方々の視点に沿ったきめ細やかな相談体制の整備に取り組んでいるところです。

また、新型コロナウイルス感染防止策の一環として、署窓口及び確定申告会場の混雑緩和を図るためにも、添付書類を含めたe-Taxの更なる利用拡大が必要となっております。

法人会の皆様方には、積極的なe-Taxの利用拡大に貢献いただいているところですが、特に法定調書のe-Taxによる提出、源泉所得税等のダイレクト納付の更なる利用促進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今度とも木曽法人会の皆様方と積極的に意見交換を行いながら、長年築いてまいりました信頼・協調関係を更に深め、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曽法人会の益々のご発展、会員企業の皆様の益々のご繁栄、会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



理事会であいさつする河原税務署長

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

一般社団法人 木曾法人会

TEL0264-22-4243等/FAX0264-22-4244
URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kiso/>

第2回 青年部租税教室を開催

去る6月25日、大桑村立大桑小学校において、青年部の租税教育事業の取り組みとして「租税教室」を行いました。

青年部での租税教室は、2回目ということで、木曽税務署の方にもご協力頂きながら、青年部長が講師となり税の仕組みを説明し、DVDを活用しながら税金のある暮らしの大切さを伝えました。

子どもたちは、やはり1億円のレプリカを見せたり、持ってみたりした時が、一番楽しそうでした。租税教室を通じて、少しでも税について考え、税の大切さを学んでもらえたらと思います。これからも継続事業として青年部員の方々には、ご協力をお願いしたいと思います。



木祖村支部
女性部

おうち時間の気分転換に アートを取り入れて

木祖村支部女性部の皆さんは、毎年文化祭への作品展示もかねて、いろんな手作り作品の講習会を開催してきましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、講習会が行えない。そこで、女性部として少しでも皆さんと繋がってほしいという思いから、自粛期間の間、自宅でスクラッチアートを作って、文化祭へ作品展示することに。スクラッチアートは、黒地の絵柄を先の細い竹ペンで削ると下の色が出てきて美しい絵が浮かび上がります。自粛期間の気分転換にもなります。文化祭も行われるのかわからない状況でしたが、無事、10月17日～18日に行われ、皆さんの作品が展示されました。

私も毎年どんなものを作っているのか楽しみに参加させていただいている講習会。今年は、自宅でスクラッチアートを作ってみました。細い線なので神経を使いますが、時間を忘れてしまうほどでした。

来年は、講習会が開催できたらいいなと思いました。
(事務局 記)



児童養護施設 木曽ねざめ学園へ寄付

去る8月11日に木曽郡上松町にある児童養護施設 木曽ねざめ学園へ大沢会長と砂山副会



長さんとで訪問し、寄付を行いました。

社会貢献事業として、木曽ねざめ学園の新施設建設に伴う備品購入等に、との思いからです。

今の施設が47年目になり老朽化が進んできたので、建て替えを実施されるとのこと、児童の皆さんへ少しでもお役にたてられたらと思います。



木曽税務署からのお知らせ

国税に関するご相談・ご質問は 電話でお問い合わせください！

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。

相談内容に応じて、番号を選択してください。



- ※ 事前予約は、自動音声案内で「2」の番号を選択
税務署へお越しいただき申告・相談を希望する場合は、事前予約が必要です。
- ※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により納付が困難な方
税務署に申請することにより、猶予制度が適用される場合があります。

- ◎ 国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
- ◎ スマートフォンからもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索

左記のサイトは右のQRコード
からもご覧いただけます。



木曽税務署からのお知らせ

法定調書の作成・提出は、**e-Tax** で!!

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。

特に

e-Tax ソフト（WEB 版）

eLTAX（地方税ポータルシステム）

を利用すると便利です。



e-Tax ソフト（WEB 版）による提出

（対象）

「給与所得の源泉徴収票」

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

「不動産の使用料等の支払調書」

などの法定調書（裏面参照）

- ・ e-Tax ソフトをインストールすることなく WEB 上で法定調書の作成・提出ができます。
- ・ 表計算ソフト等により作成した CSV ファイルの読み込めます。



eLTAX による提出

（対象）

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

- ・ eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括送信することができます。



※ 詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

光ディスク等（CD・DVD など）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVD など）で提出することもできます。

なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

e-Tax 又は光ディスク等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等（CD・DVD など）による提出が義務化されています。

（注） 令和 3 年 1 月 1 日以降に提出すべき法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等による提出義務の判定基準が「100 枚以上」（現行：「1,000 枚以上」）に引き下げられますのでご注意ください。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



国税局・税務署

令和 2 年 9 月

木祖村支部 株式会社 雅漆工芸 代表取締役 宮嶋 雅男

〒 399-6203

長野県木曽郡木祖村

小木曽 2617

T E L 0264 - 36 - 3585

F A X 0264 - 36 - 3742

<http://miyabi-urushi.com/>

弊社は木製料理道具・菓子道具の製造卸売です。木曽郡下の製材所・木工職人と協力して日本全国に木製品を販売しています。

平成 5 年に藪原の街中で事業を立ち上げて、現在は旧小木曽保育園を村から借りて社屋としています。平成 29 年からは自社工場で木曽の五木やスプルス材を使用した製品を製造しています。



代表的な商品は、業務用の料理道具、木箱・木蓋・まな板・角セイロとなります。

木製の菓子道具やまな板など興味があればご相談ください。

会 員 企 業 の ご 紹 介

大桑村支部 株式会社 宮地組 代表取締役 宮地 利明

〒 399-5502

長野県木曽郡大桑村大字須原 1609-1

T E L 0264 - 55 - 3054

F A X 0264 - 55 - 3517

(株)宮地組は以前、富山の山奥の現場にありましたが、縁あって大桑村須原の地に会社を構えて 68 年目になりました。平成 11 年夏には念願の社屋を新築し現在に至ります。

林道・村道・県道の新設維持補修工事、発電所建物周辺の維持補修工事・除草・伐採工事、近年は出動が少ないですが、除雪業務を現在 9 名で頑張っております。

これまで支えてくれた従業員に感謝、地域の皆様に感謝、地道にコツコツと信頼される、地域に必要とされる企業となるよう一層精進いたします。



税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q & Aコーナー」第34弾は、今年大きく変更になった年末調整の手続について説明します。

Q1 令和2年分年末調整の変更点を教えてください。

A 昨年から変更した点は以下の通りです。

1 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。

この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（PDF/11,648KB）」を使用してください。

給与の収入金額（A）		給与所得控除額	
		改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円	65万円
162万5,000円超	180万円以下	(A) × 40% − 10万円	(A) × 40%
180万円超	360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超	660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超	850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超	1,000万円以下	195万円	
1,000万円超			220万円

2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

(2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額（注1）を、給与所得（注2）の金額から控除することとされました。

- イ 所得者本人が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者が特別障害者
- ハ 扶養親族が特別障害者
- ニ 扶養親族が年齢23歳未満（平成10年1月2日以後生）

（注）1 $(\text{給与の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$ （最高15万円）

2 「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用して求めた給与所得控除後の給与等の金額

(3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記(1)及び(2)の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」(注1)が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

- (注) 1 租税特別措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書をいいます。
2 「基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」については、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」(3様式の兼用様式)となっています。

(4) 源泉徴収簿の様式変更

税制改正により源泉徴収簿に以下の欄が追加又は変更されました。

- 〔追加〕
- 「所得金額調整控除額⑩」欄
 - 「給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)⑪」欄
 - 「基礎控除額⑲」欄
- 〔変更〕
- 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑩」欄 → 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄

○ 源泉徴収簿の変更点

令和元年分 源泉徴収簿(抜粋)		令和2年分 源泉徴収簿(抜粋)	
年 末	給与所得控除後の給与等の金額 ⑨	年 末 調	所得金額調整控除額(※) ⑩ (⑪-8,500,000円)×10%。マイナスの場合は0
	社会保険料等 給与等からの控除分(②+⑤) ⑩		給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) ⑪ (⑨-⑩)
	申告による社会保険料の控除分 ⑪		社会保険料等 給与等からの控除分(②+⑤) ⑫
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑫		申告による社会保険料の控除分 ⑬
	生命保険料の控除額 ⑬		申告による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑭
	地震保険料の控除額 ⑭		生命保険料の控除額 ⑮
	配偶者(特別)控除額 ⑮		地震保険料の控除額 ⑯
	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑯		配偶者(特別)控除額 ⑰
	所得控除額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯) ⑰		扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑱
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額 ⑱ (1,000円未満切捨て)		基礎控除額 ⑲
		所得控除額の合計額(⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱) ⑳	
		差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額 ㉑ (1,000円未満切捨て)	

これらの追加又は変更に伴い、基礎控除額について、令和元年分の源泉徴収簿においては、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑩」欄に含めて記載することとなっていたが、令和2年分の源泉徴収簿においては、「基礎控除額⑲」欄に記載することとされました。

3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

※この他、ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する法律が改正されました。
詳細は国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

7月

28 日 県連厚生委員会（松本市）

8月

28 日 女性部正副部長会（法人会事務所）

9月

2 日 理事会（木曽建設会館 3 階大会議室）

30 日 県連事務局長会議（松本市）



事務局日誌

10月

15 日 組織委員会（法人会事務所）

21 日 支部事務局担当職員連絡会議
（木曽町文化交流センター）

22 日 支部対抗会員親睦ゴルフ大会
（木曽 C. C）

27 日 広報委員会（法人会事務所）

28 日 県連広報委員会（松本市）



決算説明会 / 税制改正のあらまし

研修動画のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止で、決算説明会が開催中止となっております。

長野県法人会連合会と各法人会で研修動画を作成しました。木曽法人会ホームページにも掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

木曽法人会 URL

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kiso>

大桑村支部ボランティア事業

大桑村支部会員は、ボランティア活動としてマスクの回収を実施し、村内企業、NPO 等に寄付をする活動を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、ボランティア活動ができない状況でしたが、新品・未開封のマスクを回収し、マスクが必要な

方々に寄付をしました。

皆さん、日々必要なものではありますが、困っている方々にお届けできてよかったと思います。



◆ 支部対抗親睦ゴルフ大会開催 ー 上松町支部チーム優勝 ー

支部対抗ゴルフ大会が 10 月 22 日木曽 C. C で開催されました。

前日までの秋晴れから、雨の中での大会になるかと心配しましたが、プレー中は雨も降らず、雲がかかった御嶽山と、ちらほらと紅葉が見える中での大会となりました。

日頃の皆さんの行いが良いということと、事務所に「てるてる坊主」を作って飾ったことが効いたのかもしれない。

少し寒い中でしたが、上位 3 位までの成績で競う支部対抗に 4 支部と、16 名が参加され、熱戦が繰り広げられました。



【支部対抗順位】

優 勝 上松町支部

準優勝 大桑村支部

第 3 位 木曽町支部

【個人戦順位】

優 勝 棚 秋 浩 二 さん（木曽建設産業㈱）

準優勝 長 尾 弥 生 さん（㈱ナガオ）

第 3 位 木 下 哲 也 さん（㈱木下工業）

ベストグロス

山 本 勝 己 さん（㈱木曽路青空工房）

（IN 43・OUT 43 GROSS 86）